

広東の専売事業に就く

台湾銀行調査課

12 D
17

25×□

32×□

25×

昭和十四年五月

廣東ノ專賣事業ニ就テ

大分高等商業學校
・ 15.5.18 ・
不定期刊行物
商事調査部

臺灣銀行
李健昇

臺灣銀行
調查課

研究資料
分類 12 D
書號 17
大分高等商業經濟研究所

廣東ノ專賣事業ニ就テ

一、總 說

廣東省ノ財政ハ各省同様直接稅タル「田賦」ヲ以テ主要財源トシテ居ル。關稅及ヒ統稅收入ハ中央ノ財政ニ屬スルモノテアツテ中央ノ財政特派員ノ管轄範圍ニ在リ、又鹽稅ノ外債控除殘額ハ原則トシテ地方行政費ニ補助スル旨規定サレテ居ルカ之レハ名實相伴ハサル政令トナツテ居ル。

トコロガ此「田賦」收入ノミニテハ地方軍閥ノ給養及ヒ膨脹シタ行政費ヲ賄ヒ切レナイノテ次々ニ「田賦」ノ附加稅ヲ設ケ之カ現在ハ原稅額ノ約七八倍ニ増加シテ居ル。又廣東省ニ於テハ清時代ヨリ「厘金」兩捐ヲ極度ニ擴張シ其他各種ノ新稅又ハ捐ヲ増設シタ。此等ノ稅又ハ捐ニハ雜多ナ名目ヲツケ其ノ性質ヨリ見レハ通過稅ニ屬スルモノモアリ消費稅ニ類スルモノモアル。斯クノ如ク地方政府ハ財政ノ收入ノミヲ目的トシテ人民ノ負擔ヲ少シモ考慮シナイ苛斂誅求振リテアル。今後稅制ヲ根本的ニ整理シ多年虐政ニ苦シメラレタ人民ノ負擔ヲ出來

得ル限り輕減スル必要カアルノハ言フマテモナイガ併シ其ノ結果ハ財政收入ノ減少ヲ免レナイ。廣東省力若シ維新政府又ハ臨時政府ノ統治下ニ置カルル場合ハ關稅、統稅ハ悉ク夫等ノ政府ノ收入ニ屬スルモノト思ハレル。ソコテ廣東省ノ行政費及ヒ治安維持費ニ充當シ得ル財源ヲ考ヘナケレハナラナイ、之レ專賣事業ニ着目シタ所以テアル。云フ迄モナク專賣事業ハ之ニヨリ財源ヲ獲得シ得ルト共ニ社會並ニ產業政策上必要ナモノテアル。廣東省ハ支那全土ニ於テモ富裕ナ省テアルカラ中央政府ヨリノ補助ハ從來同様之ヲ受クル事ハ不可能テアラウ。從ツテ正規ノ專賣事業ヲ創設シテ財源ヲ獲得シツツ併セテ產業ノ振興ヲモ圖ルコトカ適當テアルト思フ。

廣東ノ專賣事業トシテ擧ゲ得ルモノニ阿片、食鹽、砂糖、煙草、酒ノ五種カアル。阿片ノ專賣ハ保健上一般人民ノ吸煙ヲ嚴禁シ既ニ癮トナツテ吸煙ノ即時停止カ直ニ其ノ生命ニ危險ヲ及ホス者ニ限ツテ之ヲ許可シ、漸次吸煙ヲ根絶セントスル事業テアリ、廣東省ニ於テモ既ニ行ハレテ居タ、廣東治安維持會ノ財政處ニ於ケル禁政科ハ之ヲ取扱ハン

二

廣東省力若シ維新政府又ハ臨時政府ノ統治下ニ置カルル場合ハ關稅、統稅ハ悉ク夫等ノ政府ノ收入ニ屬スルモノト思ハレル。ソコテ廣東省ノ行政費及ヒ治安維持費ニ充當シ得ル財源ヲ考ヘナケレハナラナイ、之レ專賣事業ニ着目シタ所以テアル。云フ迄モナク專賣事業ハ之ニヨリ財源ヲ獲得シ得ルト共ニ社會並ニ產業政策上必要ナモノテアル。廣東省ハ支那全土ニ於テモ富裕ナ省テアルカラ中央政府ヨリノ補助ハ從來同様之ヲ受クル事ハ不可能テアラウ。從ツテ正規ノ專賣事業ヲ創設シテ財源ヲ獲得シツツ併セテ產業ノ振興ヲモ圖ルコトカ適當テアルト思フ。

廣東省ニ於テモ既ニ行ハレテ居タ、廣東治安維持會ノ財政處ニ於ケル禁政科ハ之ヲ取扱ハン

砂糖ノ專賣ニ就テハ外糖ノ輸入ヲ省内糖ヲ以テ防遏スルタメ事變前廣
東政府ハ大規模製糖植蔗事業ヲ計畫シテ居タカ事變ノタメ中止シタノ
テ之ヲ繼承シテ産業ノ開發ヲ圖ルヘキテアル。

煙草及ヒ酒ハ全ク嗜好品ニ屬シ之カ專賣ハ各國ニモ先例アリ、寧口專
賣ニヨツテ農村ノ救濟、品質ノ向上、外來品ノ防遏等ヲ期シ得ルモノ
テアル。

三 阿片

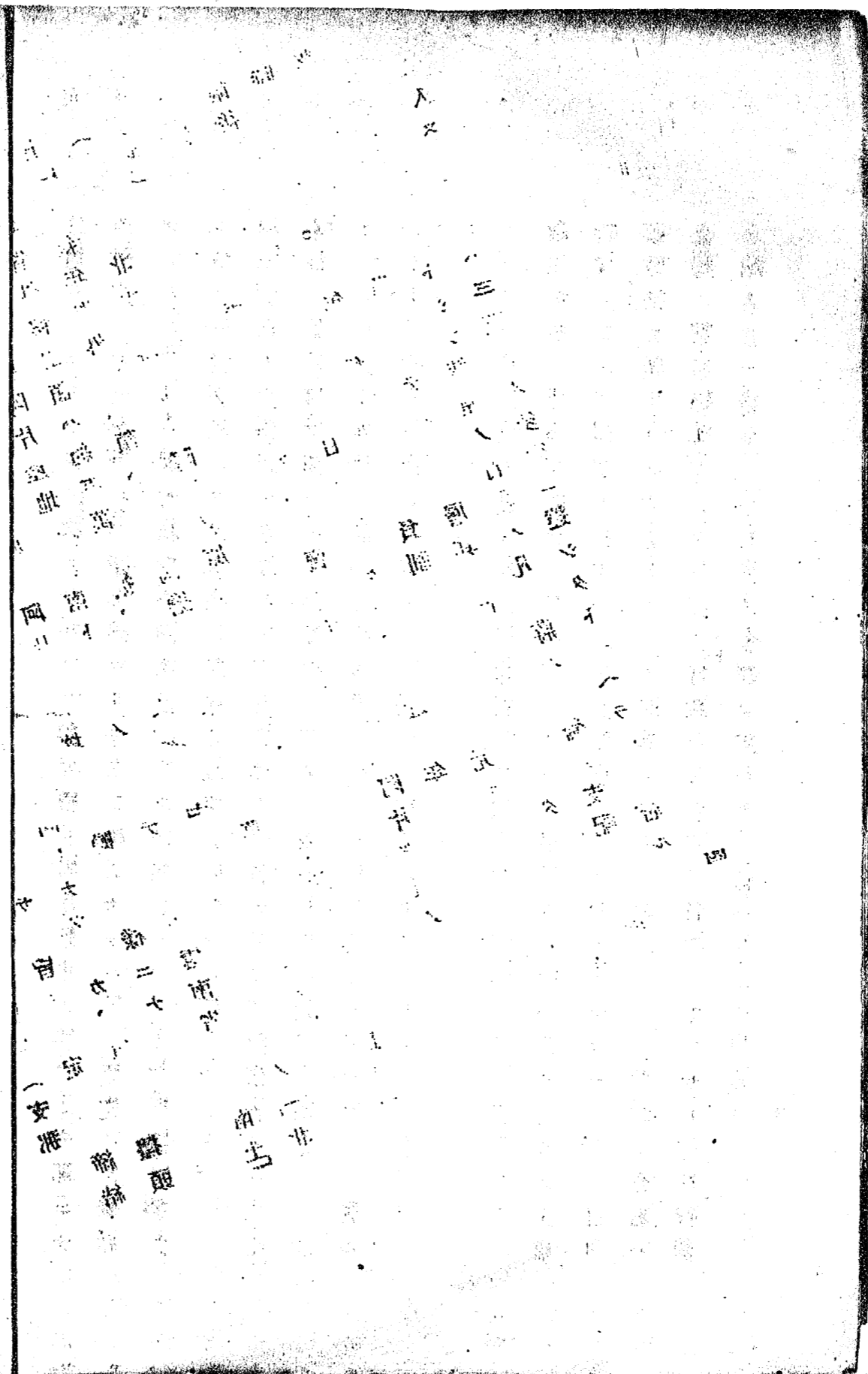
古ク支那ニテハ阿片ヲ栽培セス阿片戰爭ノ結果阿片ノ輸入ハ多量ニ上
ルコトトナツタカ、一八七八年以後ハ國內栽培盛ントナリ輸入ハ殆ト

杜絶スルニ至ツタ。次テ一九一一年列國ト阿片禁止ノ協定（支那ニテモ阿片ノ栽培ヲ行ハス諸外國ヨリモ之ヲ輸入セサル旨ノ協定）ヲ締結シテカラ阿片ノ國內栽培ハ漸次減少スル傾向トナツタカ、軍閥ノ據頭ニ依リ軍費調達ノタメ又盛ニ阿片ノ栽培ヲ奨勵スル様ニナツタ。現在支那ノ主要阿片産地ハ雲南ト貴州ノ二省テアル。雲南省ノ「南土」ノ每年省外移出額ハ約五萬餘擔、其ノ金額ハ七百萬元、貴州産ノ「北土」ノ每年省外移出額ハ約三萬擔、金額ハ五百萬元ト傳ヘラレテ居ル（南土、北土ハ何レモ阿片ノ原料テ、南土ハ北土ニ比シ品質優良テアル）

民國二年蔡乃煌ノ創案シタ阿片賣捌方法ハ廣東阿片專賣ノ濫觴テアリ爾後幾多ノ變遷ヲ經テ今日ニ至ツタカ、最近十年間ハ全ク阿片ノ全盛時代テアル。毎年ノ稅收ハ（請負制度）七百萬元ヨリ一千萬元ニ上リ蔣政權カ廣東ヘ進入シテカラ一層其ノ收入ハ増加シタ、當時蔣介石ハ全國ノ禁煙總監トシテ禁煙ノ行政ハ凡テ蔣ノ行營ニ支配サレ毎日行營ニ納入スル稅金ハ三萬元ノ多額ニ達シタト傳ヘラレテ居ル。

廣東阿片ノ專賣ハ煙土（阿片原料）ト藥膏（精製シタモノ）ノ二種ニ
 區別シテ取扱ツテ居ル。煙土ハ禁煙局（後ノ公棧）ノ專運船ヲ用ヒテ
 廣西ヨリ購入サレ廣東市ニ集メテカラ一兩ニツキ五十錢ノ印花（印紙
 稅）ヲ貼リ、ソレカラ各地ノ藥膏專賣處（後ノ土膏店）ニ賣リ捌キ、
 專賣處此原料ヲ以テ藥膏ヲ製成シ二十仙、四十仙、六十仙、一元、五
 元（重サニヨリ分類）ノ各容器ニ入レテ封箆ヲナシソレカラ各吸煙室
 （鑑札ヲ受ケテ居ル營業者）又ハ鑑札ヲ有スル個人吸飲者ニ賣ルノテ
 アル。上記賣價ニハ吸煙稅カ含マレテキルカ此ノ外吸煙室ニ對シテハ
 牌照費（營業鑑札費）ト云フ稅金カ課セラレ、之レハ各室（家ノ意
 義）ノ阿片消費高ニ應シテ三等ニ分レ平均一軒ニツキ月三十元位テ吸
 煙室ノ吸煙用燈（燈數ノ制限カアル）ニ對シテモ一燈ニツキ五十錢ノ
 稅（燈費）カ課セラレ。

阿片ノ吸煙ハ衛生上斷然禁止スヘキモノテアルカ急速ニコノ惡習慣ヲ
 矯正スルコトハ出來ナイカラ**癮者**ニ限ツテ特許ノ鑑札ヲ附與スルコト
 トシ又醫師ノ證明ニヨリ**癮者**ノ一人當リノ吸煙量ニ制限ヲ加ヘル必要



イム又 期ニ... 出... 請... 海峽殖民地ニ於テ華僑吸煙者ノ好ミニ適應スル阿片ヲ
得ラルルコト(海峽殖民地ニ於テ華僑吸煙者ノ好ミニ適應スル阿片ヲ
特ニ支那人ニ製煉セシメテ居ルノハ阿片ノ密吸防止カ容易ナラサルコトヲ
物語ルモノテ請負商ニ任カセハ密吸ノ防止モ比較的容易デアラウ。

モアラウ。如斯シテ漸禁主義ヲ採ルヘキテアツテ從來動モスレハ財政
上ノ收入ニ汲々トシテ寧口吸煙獎勵ノ方法ヲ取ツテ來タコトハ大イニ
戒ムヘキテアル。

今後阿片專賣ヲ政府ノ直接經營トスヘキカ又ハ從來同様請負制度ニヨ
ルヘキカハ考慮ヲ要スル問題デアル。請負制度ニハ種々ノ弊害ヲ伴フ
ノテアルカ、併シ目下ノ狀態ニ於テハ政府ノ直接經營ハ實行上困難テ
アリ差當ツテハ請負制度ヲ採用シタ方カ有利デアラウ。蓋シ(一)請負商
ハ阿片ニ關スル諸事情ニ通シテ居ルコト(二)請負商ハ廣東、香港、澳門ノ
三地ニ亘リ阿片商人ト密接ナル聯絡ヲ有シ原料ノ購入ニ便利デアルコ
ト(三)請負商ハ財力豊富(資本五、六百萬圓)デアルカラ請負ノ成立スル
ト同時ニ政府ニ對シ三ヶ月ノ豫餉(前金)約三百萬圓並ニ毎月約百萬
圓ヲ供託金トシテ納入シ得ルノテ政府ハ之ニヨツテ相當多額ノ資金ヲ
得ラルルコト(四)海峽殖民地ニ於テ華僑吸煙者ノ好ミニ適應スル阿片ヲ
特ニ支那人ニ製煉セシメテ居ルノハ阿片ノ密吸防止カ容易ナラサルコトヲ
物語ルモノテ請負商ニ任カセハ密吸ノ防止モ比較的容易デアラウ。

...

(五) 今直チニ政府ノ經營トスレハ日本ニ關連スル種々ナ惡宣傳カ流布サレ收入ノ防碍トナル懼カアルテアラウ。

阿片ノ原料ニ就テハ從來ノ如ク雲南貴州產ノ「煙土」ヲ使用スルコトハ蔣政權ニ對シ財政的援助ヲ與ヘルト同様ノ結果ヲ齎スカラ之ヲ禁止シ今後ハ熱河產及ヒ印度「ベルシヤ」產ノモノヲ使用スヘキテアル。阿片公營ノ價格又ハ税金ハ相當高額ニ規定シテモ其性質上非難ヲ受ケル理由ハナイカ、種々繁瑣ナ名目ヲ以テ附加稅ヲ課スルノハ適當テハナイ。又稅務機關ハ公然賄賂ヲ受授シテ居タノテ今後大イニコノ點ニ注意セネハナラヌ。

三、砂糖

廣東ニ生産サレル砂糖ノ數量ハ確實ニ知ルコトカ出來ナイカ福建、江西、湖南、四川、廣東五省ニ於ケル產出數量ハ年二百萬擔ト傳ヘラレ又廣西省ノ年產ハ八萬擔ト云ハレテ居ル所ヨリ推測シ廣東ノ年產額ハ三十萬擔位ト思フ。此ノ外外國ヨリノ輸入額年二百四十萬擔ト一般ニ推

定サレテ居ル。(海關統計ニヨレハ一九三三年度ノ輸入額百五十八萬
三千元テアルカ之ニ密輸入ヲ加算セネハナヌ)

廣東省ニ於テハ一九三三四年頃廣東農林局長馮銳氏ノ考案ニ基キ香港ヨ
リ外國糖ヲ輸入シテ之ヲ三倍以上ノ價格テ廣東ニ賣リ出シソノ結果八
千萬元ノ收益ヲ得、此ノ金ヲ利用シテ砂糖ノ自給自足ヲ圖ツタ。即チ
全省ヲ五砂糖區ニ分チ二百六十萬元ヲ投シテ無料配種及ヒ低利資金貸
付ヲ行ヒ一般農民ニ甘蔗栽培ヲ奨勵シ一擔ニツキ九十錢ニテ買ヒ上ケ
ルコトヲ規定シタ。又一方八百萬元ヲ投シテ新造、市頭、順德、惠陽、
揭陽、東莞、潯州ノ七ヶ所ニ砂糖工場ヲ創設シ一部ノ工場ハ既ニ製糖
ニ着手シタカ相當ノ出品カアツタト傳ヘラレテ居ル。(上述ノ工場製
品ハ省營糖ト稱セラレ之ヲ主タル販賣物トシ不足分ハ外糖ノ輸入ニヨ
リ補足スル旨規定シテアツタカ實際上ニ於テハ外糖ノ賣却ニヨリ多ク
ノ利益ヲ得ラルルノテ國內ニテ自給自足ノ途ヲ講シ乍ラモ外糖ヲ主ト
シテ販賣シ省營糖ハ從トスル觀ヲ呈シテ居ツタ)

販賣ノ統制方法トシテハ主要城市ニ「糖市」ヲ分設シ、各糖市ニハ「公
八

砂糖ノ專賣モ阿片ト同様請負制度ニヨルモノテ政府ハ「運商」十名ニ
請負ハシメ運商ハ各人四萬元ノ保證金ヲ供託スル、「運商」ノ下ニ「分
商」二十四名ヲ置キ、各分商ハ五百元ノ保證金ヲ政府ニ供託スル、「運
商」ニ對シテハ一定ノ區域内ニ毎月一定額ノ砂糖ヲ賣ル事ヲ要求シ、
定額ニ達シナカッタ場合ハ供託金ヨリ販賣不足額ヲ控除スルト云フ嚴
格ナ規定ヲ設ケテ居ッタ。砂糖ハ斯克ノ如クシテ外國糖類捐、土糖捐
等ノ課稅ヲ含ンタ甚シキ高價ヲ以テ分商ヨリ一般消費者ノ手ニ渡ッタ
モノテアル。

要スルニ廣東ノ砂糖消費額ハ毎年二百七十萬擔乃至三百萬擔ニ上ルカ
ラ、之ヲ專賣トスレハ財政上ノ收入ハ相當ニ上ルテアラウ。今後ノ方
針トシテハ先ツ砂糖工場中占領區域内ニ在リ且ツ破壞サレテ居ナイ

倉」ヲ設ケテ土糖（舊法ニヨリ製造サレタモノ）、省營糖、輸入糖ノ總
テヲ保管セシムルコトトシ、倉入ノ時ニ數量種類ヲ記録シ倉出時ニ運
輸許可證ヲ發行シ此ノ許可證無キモノハ密輸入糖ト見做シ沒收スル旨
ノ規定カアツタ。

東莞工場ノ如キヲ日支合辦ノ形式ニ依リ復興セシメ、甘蔗栽培ノ獎勵
ハ財力ノ許ス限り繼續スヘキテアル。地方農民ノ舊式製糖ニ對シテハ
從來禁止方針ヲ取ツテ居タノテ一般ノ非難カ甚シカッタ。今後ハ舊式
製糖業ハ存續セシメ唯容易ニ監督ノ出來ル様或ル程度合併セシムルコ
トカ必要テアル。即チ上述工場ノ製糖及ヒ農民ノ手ニ依ツテ造ラレタ
土糖ヲ今後設立セラルル專賣局ニ全部管轄セシメ從來ノ請負制度ヲ廢
シ各城市ニ分局ヲ設ケテ賣捌カシメ不足分ハ政府ノ手テ外糖ヲ輸入ス
ヘキテ若シ將來全部ノ工場ヲ復興シ得ルコトトモナラハ外國糖ノ輸入
ヲ抑止シ得ルノミナラス進ンテハ西南支那各地ニ移出スル餘力ヲモ示
スニ至ルテアラウ。

四食 鹽

廣東ノ沿海各地ハ北ハ潮陽ヨリ南ハ欽縣ニ至ル迄殆ント產鹽區域デア
リ、又海南島、南澳島、上下川等ノ島嶼モ鹽產地デアアル。此等各地ノ
產鹽額ヲ合計スレハ莫大ナ數ニ上リ、南支各省ノ消費ニ供給シ尙ホ餘

鹽場ノ販賣ニ就テハ廣東省內ヲ若干區ニ分チ尙省外ハ廣西、湖南、貴州、江西、福建等ノ各省ヲ一區トシテ一區域內ニハ一定量ノ鹽ヲ消費セシメ、甲區ノ鹽カ乙區ヘ移入スルコトヲ嚴禁シテ居ル。販賣ハ政府ノ手

リカアル。廣東現在ノ鹽場（鹽產地）ハ十五個所アリ其ノ產鹽高八年ニ約四百萬擔、製鹽ノ方法ハ一小部分ノ煎縮法ヲ除キ殆ント全部カ陳腐幼稚ナ天日濃縮法ヲ從テ品質ハ甚タ劣惡テアル。食鹽徵稅ノ最高機關トシテハ兩廣（廣東、廣西）鹽運使カアリ、其ノ下ニハ地方ニヨツテ公署、鹽務局、分卡、鹽場知事ヲ設ケ、又別ニ借款關係テ外國人ノ監督ヲ受ケテ居ル鹽務稽核所十二個所カアル。鹽ハ徵稅上食鹽ト醃製鹽トニ分タレル。課稅ノ種類ニハ「場稅」（產地ニ於テ徵收ス）、「岸稅」（到着地ニ於テ徵收ス）、外債附加稅、地方附加稅カアル外海關費（鹽販賣鑑札費）、程船配費（運輸ニ關スル稅）、丈量費（積載數量ヲ量ル稅）、驗照費（通過免許證ノ查驗稅）截角費（一回ノ檢査ヲ經ルト免許證ノ一角ヲ切ルニ關スル稅）等ノ手續費ヲモ課セラレル

鹽ノ販賣ニ就テハ廣東省內ヲ若干區ニ分チ尙省外ハ廣西、湖南、貴州、江西、福建等ノ各省ヲ一區トシテ一區域內ニハ一定量ノ鹽ヲ消費セシメ、甲區ノ鹽カ乙區ヘ移入スルコトヲ嚴禁シテ居ル。販賣ハ政府ノ手

テ直接行フノテハナク、免許ヲ受ケタ鹽商カ鹽產地ヨリ購入シ各自其指定區域内ニ於テ賣却スルノテアルカ購入ヨリ小賣ニ至ル迄ニ種々繁雜ナ手續ヲ要シ利益、運賃及ヒ重複スル税金ノ爲メニ產地ヨリノ距離カ速ケレハ從テ鹽ノ價格モ高クナリ、往々產地價格ノ數十倍以上ニモ達スルノテ、人民ハ負擔ニ堪ヘ切レナイ状態テアル

廣東鹽稅ノ收入ハ年約九百萬元ト稱セラルルカ、鹽商ノ暴利及ヒ免許關係テ官吏ノ私腹ヲ肥ヤス額ハ恐ラク此ノ倍以上テアラウ依ツテ今後ハ鹽商ノ請負制度ヲ廢シ同時ニ重稅課稅ヲ廢止シテ各地ニ設クル分局ニ於テ販賣セシムレハ需給ノ圓滑鹽價ノ調節ヲ圖リ得ルト同時ニ鹽田ノ整理、鹽質ノ改良ニモ資シ財政上ノ收入ヲモ増加シ得ルコトトナルテアラウ、鹽專賣ハ實ニ待望スヘキ廣東ノ主要財源テアル。

五煙 草

廣東ノ煙草ハ紙卷煙草及ヒ煙葉ノ二種ニ分タレ別々ニ取扱ハレテ居ル。紙卷煙草ニ就テハ廣東ニハ之ヲ製造スル工場ナク、全部外國、香港ヨ

リ輸入又ハ上海ヨリ移入シテ居ル。此ノ紙巻煙草ニ對スル課税ハ元ヨリ統税ノ範圍ニ屬シ、課税ノ標準ハ次ノ如クテアル。

一級	價格千元以上ノモノ（五萬本毎ニ）	課税八百元
二級	價格五百元以上ノモノ（〃）	〃 四百元
三級	價格三百元以上ノモノ（〃）	〃 二百元
四級	價格三百元以下ノモノ（〃）	〃 百元

一九二九年卷煙統税ノ收入ハ三、一四八、〇〇〇元ヲ示シタカ、其後一九三四年十月卷煙統制ヲ公布シ輸入ノ數量及ヒ價格ハ政府ニテ決定スヘシトノ規定ヲ設ケタ。之レハ税金ヲ捻出スル手段テアリ之ニヨツテ相當ノ增收ヲ得タ。廣東へ輸入シタ外國煙草ハ一、九三、四、九三元テアツタ、一九九金單位ヲアリ、上海ヨリノ移入ハ四、六、三、六、一、四、九元テアツタ、之レニヨリ廣東ノ紙巻煙草消費額ハ毎年相當多額ニ上ツテ居ルコトカ推察出來ル。

廣東煙葉ノ主タル産地ハ南雄、鶴山ノ兩縣テ清遠及ヒ其他ノ五六縣ニモ若干ノ生産カアル。南雄ノ煙葉ハ品質優良ニシテ紙巻煙草ノ原料ニ

一、廣東省政府之煙葉政策
 廣東省政府對於煙葉之政策，係以整理舊業，發展新業為方針。其整理舊業之方針，在於改良種植，提高產量，並加強品質之管理。其發展新業之方針，在於推廣科學種植，改良品種，並加強市場之開發。

二、煙葉之種植與產量
 廣東省之煙葉種植，主要集中於鶴山、開平、恩平、新會等縣。據一九三六年之統計，全省煙葉年產額約為三十萬六千二百擔。其中鶴山縣之產額約為一萬五千擔，開平縣約為一萬三千擔，恩平縣約為一萬二千擔，新會縣約為一萬一千擔。

三、煙葉之銷售與市場
 廣東省之煙葉銷售，主要分為國內銷售與國外銷售。國內銷售方面，煙葉主要銷往省內各縣，並部分運往省外。國外銷售方面，煙葉主要銷往香港、澳門、南洋羣島等地。

四、煙葉之稅收與財政
 煙葉稅收為廣東省政府之重要財政來源之一。據一九三六年之統計，全省煙葉稅收總額約為一千二百餘萬元。其中國內銷售稅收約為八百餘萬元，國外銷售稅收約為四百餘萬元。

十一

適スルカラ全部輸出又ハ移出セラルルカ、鶴山及ヒ其他各縣ニ産スルモノハ刻莫ノ原料ニシカ使用出來ナイノテ其ノ製品ハ省内消費又ハ南洋華僑居留地ヘノ輸出ニ供セラレル、全省ノ煙葉年産額ハ約三十萬六千二百擔（栽培面積約十五萬畝）テアル。

一九三六年三月廣東政府ハ煙葉ノミニ就テ專賣法ヲ布キ、土煙專賣處及ヒ同分銷處ヲ設ケ、農民ニ對シテ低利資金ヲ貸付ケ其之拂トシテ各縣ニ産出シタ煙葉ヲ公定價格テ買入レ之ヲ有利ナ價格テ賣出シ又ハ省内ノ刻莫製造者ニ賣捌クコトトシタ、併シ此制度ハ政府ハ資金ニ不足シ又暴利ヲ貪ルタメ運用圓滑ナラス一時非常ナ非難ヲ受ケタ。農民ハ市場價格ヨリ安ク專賣處ニ賣ルコトヲ餘儀ナクサルノミナラス舊來ノ煙稅ハ依然トシテ支拂ハネハナライノテ苦境ニ陥ツタノテアル。

煙稅ノ主ナルモノハ土煙絲稅、外銷（輸出、移出）煙葉稅、內銷（省内消費）煙葉出產及ヒ入境稅、製造煙絲牌照（鑑札）稅、煙牌照附加稅等テアル。此等ノ收入ハ年約二百萬元位ト傳ヘラレ之ヲ上述ノ總煙絲稅收入ノ二百餘萬元ト合計スレハ年ニ約四百萬元ノ收入カアリ、財

十一

... 煙草ノ專賣ニ就テハ矢張り紙卷煙草ト煙葉トヲ別々ニ考ヘタ方カ
便利テアルト思フ。紙卷煙草ハ原則トシテ政府ノ手テ製造スルノカ當
然テアルカ、資本及技術ノ關係上若シ之ヲ急速ニ實行スルコトカ出來
ナケレハ差當リ香港、澳門方面ノ支那人經營煙草會社ト特約シテ若干
種ノ煙草ヲ製造セシメ政府ノ手テ之ヲ販賣スルノモ過渡的方法テアル。
政府ハ之ニヨツテ漸次資本ヲ蓄積シ自カラ工場ヲ創設シ製造ニ從事ス
ル方ヲ得策トスル。併シ同時ニ外來ノ紙卷煙草ニ對シ出來ル限り高率
稅ヲ課スル必要カアル。

政上ニ於テ相當重要ナ地位ヲ占メテ居ル。

今後煙草ノ專賣ニ就テハ矢張り紙卷煙草ト煙葉トヲ別々ニ考ヘタ方カ
便利テアルト思フ。紙卷煙草ハ原則トシテ政府ノ手テ製造スルノカ當
然テアルカ、資本及技術ノ關係上若シ之ヲ急速ニ實行スルコトカ出來
ナケレハ差當リ香港、澳門方面ノ支那人經營煙草會社ト特約シテ若干
種ノ煙草ヲ製造セシメ政府ノ手テ之ヲ販賣スルノモ過渡的方法テアル。
政府ハ之ニヨツテ漸次資本ヲ蓄積シ自カラ工場ヲ創設シ製造ニ從事ス
ル方ヲ得策トスル。併シ同時ニ外來ノ紙卷煙草ニ對シ出來ル限り高率
稅ヲ課スル必要カアル。

低利資金貸出ノ如キ農民救済ノタメ必要ナルモノハ之ヲ存續シ重複課
稅ノ如キハ之ヲ廢除スヘキテ凡ハ假令專賣ヲ實施シテモ農民ノ利益ヲ

廣東土酒ノ釀造地トシテハ佛山、龍山、九江等カ有名テアルカ、其他各地ニ於テモ土民ノ需要ニ應スル程度ニ於テ釀造シテ居ル。土酒ハ飲料用ニ供セラレ又藥酒ノ原料トシテモ消費サレルカ、近來外國酒ヲ愛用スル傾向カ強クナリ土酒ハ可成リ外國酒ノ壓迫ヲ受ケテ居ル。又近年化學工業カ發達シタ爲メ酒精ノ輸入モ相當大量トナツタ、廣東舊政府ハ之レカ對策トシテ三十五萬元ヲ投シテ酒精工場ヲ造リ、又三十萬元ヲ以テ麥酒工場ヲ創設シタ。此等ノ工場ノ製品ハ相當ナ成績ヲ收メタト傳ヘラレテ居タカ事變カ起ツテ全部操業ヲ中止シタ。

決シテ無視シテハナラナイ事テアル。

六酒

廣東土酒ノ釀造地トシテハ佛山、龍山、九江等カ有名テアルカ、其他各地ニ於テモ土民ノ需要ニ應スル程度ニ於テ釀造シテ居ル。土酒ハ飲料用ニ供セラレ又藥酒ノ原料トシテモ消費サレルカ、近來外國酒ヲ愛用スル傾向カ強クナリ土酒ハ可成リ外國酒ノ壓迫ヲ受ケテ居ル。又近年化學工業カ發達シタ爲メ酒精ノ輸入モ相當大量トナツタ、廣東舊政府ハ之レカ對策トシテ三十五萬元ヲ投シテ酒精工場ヲ造リ、又三十萬元ヲ以テ麥酒工場ヲ創設シタ。此等ノ工場ノ製品ハ相當ナ成績ヲ收メタト傳ヘラレテ居タカ事變カ起ツテ全部操業ヲ中止シタ。

- (一) 土酒稅
- (二) 土酒牌照(鑑札)稅
- (三) 各種外省酒稅
- (四) 外省土酒稅
- (五) 洋酒牌照稅
- (六) 洋酒憑證(輸入許可)稅
- (七) 酒精憑證稅
- (八) 藥酒牌照稅
- (九) 酒牌附加稅

(一) 酒餅 (麴) 稅
 (二) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (十) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (十一) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (十二) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (十三) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (十四) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (十五) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (十六) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (十七) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (十八) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (十九) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (二十) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (二十一) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (二十二) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (二十三) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (二十四) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (二十五) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (二十六) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (二十七) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (二十八) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (二十九) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三十) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三十一) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三十二) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三十三) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三十四) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三十五) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三十六) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三十七) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三十八) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (三十九) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四十) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四十一) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四十二) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四十三) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四十四) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四十五) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四十六) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四十七) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四十八) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (四十九) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五十) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五十一) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五十二) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五十三) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五十四) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五十五) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五十六) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五十七) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五十八) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (五十九) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六十) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六十一) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六十二) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六十三) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六十四) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六十五) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六十六) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六十七) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六十八) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (六十九) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七十) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七十一) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七十二) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七十三) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七十四) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七十五) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七十六) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七十七) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七十八) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (七十九) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八十) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八十一) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八十二) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八十三) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八十四) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八十五) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八十六) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八十七) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八十八) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (八十九) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九十) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九十一) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九十二) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九十三) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九十四) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九十五) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九十六) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九十七) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九十八) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (九十九) 酒餅 (麴) 牌照稅
 (一百) 酒餅 (麴) 牌照稅

(一) 飲食店酒販賣牌照稅

(二) 酒餅 (麴) 稅

(三) 酒餅 (麴) 牌照稅

テアル。此等諸稅ノ中ニハ政府ヨリ直接徵收スルモノモアレハ諸貨制
 度ニヨツテ徵收スルモノモアリ甚タ混亂シテ居ル。
 如斯ク酒ニ對シテハ專賣制度カ行ハレス課稅ヲ利用シテ專賣ノ目的ヲ
 達セントスル從來ノ方法ハ徵稅手續カ繁瑣テアルノミナラス行政經費
 ラモ無益ニ浪費シ密造、密輸入ノ防止モ出來ス人民ノ負擔バカリ増加
 シテ居ルノテアルカラ今後ハ專賣制度ヲ以テ統一スヘキテアル、即チ
 從來徵收シテ來タ各種名目ノ稅ヲ一切廢止シ政府ノ手テ公營價格ヲ規
 定シテ財政上ノ收入ヲ圖ルヘキテアル。現在ノ酒精、麥酒工場ハ日本
 ノ資本及ヒ技術ヲ利用シテ合辦的ニ復興シ出品ハ政府ノ手テ販賣スル。
 外國酒並ニ外省酒ノ輸入ニ對シテハ適當ナ稅率ヲ定メ一因丈ケ徵稅
 シテ政府ノ手ヨリ賣リ捌クヘキテアル。土酒ノ釀造ハ概シテ大ナル資
 本ヲ要セス各地ニテ行ハレルノテ監督カ非常ニ困難テアル。之ヲ政府
 自カラ經營シテ民間ノ釀造ヲ禁止スレハ失業ノ問題之ニヨツテ起ル民
 間ノ反感ヲモ考慮セネハナラナイ。又政府方面ノ資本、技術上ニ於テ

直チニ實行シ得ナイ所モアル。依ツテ出來得ル丈ケ同一地域ノ醸造工場ヲ合併セシメ容易ニ監督出來ル様ニシテ其ノ製品ハ全部政府機關ニ納入セシメ政府ノ定メタ價格ニヨリ賣捌クト云フ方法ヲ採ルヘキデアラウ。

七 結 論

要スルニ廣東ニテハ臺灣ノ專賣法ヲ參考トシ廣東從來ノ習慣ヲモ參酌シテ專賣法ヲ作成スルノカ適當デアラウ。支那ニ於テハ阿片並ニ食鹽ニ就テハ專賣上ノ歴史カ相當古イカラ比較的に行ハレ易イカ、砂糖ニ就テハ陳濟棠時代ニ相當ナ非難ヲ受ケタ關係モアリ今後ノ施設ニ當ツテハ種々ナ點ニ於テ民衆ノ利益ヲ無視スルコトカ出來ナイ。紙卷煙草ニ就テハ香港カ近クニアリ種々優良ナ煙草カ輸入サレテ居ルカラ課稅ニヨツテ或ル程度マテ抑制スルコトカ出來ルカ之レト競争スルノハ相當困難デアラウ。煙葉ニ就テハ農業上ノ指導ニ依リ品種ノ改良ハ急務デアル。之レモ將來有望ト見ラルル一種ノ財源デアル。酒ノ專賣ハ支那

... 地理上ノ關係ニヨリ困難ナル。從ツテ地方行政ノ完備ニ俟ツ處カ
大ナル。此等ノ專賣對象ノ外ニ燐寸ノ專賣モ或ハ實行ノ可能性カアラヴ、現ニ國
民政府ハ既ニ本年ヨリ之ヲ實行シタ、例ヘハ浙江省ニ於テハ全省燐寸
ノ專賣ヲ浙江地方銀行ニ任カセ同行ヨリハ人ヲ省内各燐寸工場ニ派遣
シテ駐在監督セシメ其ノ收入ハ年ニ約二百萬元ト稱セラレテ居ル。廣
東ニハ燐寸工場二十六アリ其ノ毎年ノ出品ハ約一萬箱ト推定サレ一部
ハ省内ニ於テ消費サレ其他ハ南洋華僑向ケ輸出サレテ居ルカ若シ之ヲ
專賣トスルナラハ右二十六工場ヲ監督スレハ足リ販賣上ニモ非常ニ便
利ナルノミナラス財政上ノ收入モ二百萬元以上ニ上ルト思ハレル。

以上

25x □

32x □

25x